

須坂市農業委員会 令和5年2月総会 議事録

- 1 招集 令和5年2月28日(火) 午後3時
- 2 開会 令和5年2月28日(火) 午後3時
- 3 閉会 令和5年2月28日(火) 午後3時57分
- 4 場所 須坂市消防本部大会議室

5 出席した農業委員 (12人)

出席した農地利用最適化推進委員(6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	16番	坂田 学
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	17番	春原 等
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	18番	中村嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤敏志

- 6 欠席した農業委員 2番 松田かよ 9番 春原博
欠席した農地利用最適化推進委員 15番 丸山輝幸

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹

10 会議の概要

事務局長 本日の会議につきましては、2番松田委員、9番春原委員、15番丸山推進委員から欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員総数14人中、過半数の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 本日は剪定作業等でお忙しい中、2月総会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。昨年の2月の総会を思い起こせば、新型コロナウイルス感染が急拡大する中、推進委員さんに出席をお願いしない方針で農業委員さんのみで審議したわけですが、ようやく落ち着きを見せておりますので先月に引き続き推進委員さんも出席頂く中での総会となりますが、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

2月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、12 番神林清治委員、3 番神林秀明委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第 29 号の「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 8 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何かございませんか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
質疑意見はございませんか。

5 番 事務局 No.6 と 7 ですが、添付の地図が現状と違うような気がしますどうなのですか。
7 番 地図上は樹園地の印がついていますが、今回の申請地から北側は非農地です。
申請地の境にコンクリートの擁壁があって北側は資材置場になっています。今回の申請地は農地です。

5 番 もしこの地図に誤りがあれば違反転用に該当してしまうので、きちんと確認して指導する必要があるをお願いします。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで何かございますか。
21 番 No.6 ですが、もし申請地北側が違反転用であればきちんと指導すべきだと思います。
事務局 状況を確認して必要あれば指導します。
事務局 ほかにないようですので、採決を行います。議案第 29 号の 8 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。よって、議案第 29 号の 8 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 30 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
5 番 申請地のすぐ東が市街化区域、道路を挟んで市街化調整区域になります。申請地は道路残地で調整区域になっていますが、市街化区域と地続きになります。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですので、採決いたします。議案第 30 号の 1 件について、意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 30 号の 1 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 34 件を議題といたします。
最初に、議案第 31 号の No.1 から No.10 の 10 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでしたら推進委員さんで何かございませんか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番 No.1 の申請人について説明をお願いします。
説明員 (営農計画書により説明)

5番 農地所有適格法人とかにはなっていないのですか。
説明員 適格法人としての要件を現時点では満たしておりません。

5番 営農計画どおりに営農しなかった場合は契約解除とかにはならないのですか。
説明員 申請書裏面に解除条件に関する事項がありますが、それが適用されると思われます。
ないようでありますので、採決いたします。

8番 申請地は結構な荒廃農地ですが大丈夫かなという印象です。
説明員 申請人も現場を確認した上で申請書と営農計画を提出していますので、きちんと解消して耕作すると考えております。

議長 推進委員さんでなにかございますか。
ないようでありますので採決いたします。
議案第31号のNo.1からNo.10の10件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第31号のNo.1からNo.10の10件については決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第31号のNo.11の1件について、審議いたします。
なお、この案件につきましては4番委員の退席をお願いします。
議決後は着席を認めます。

議長 事務局の説明を願います。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですのでこれより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第31号のNo.11の1件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第31号のNo.11の1件については決定とすることに決しました。
それでは4番委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第31号のNo.12からNo.29の18件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございましたか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第31号のNo.12からNo.29の18件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって議案第31号のNo.12からNo.29の18件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第31号のNo.30からNo.34の5件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようですのでこれより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番 説明員 No.30の申請人の経営状況を説明願います。
(営農計画書により説明)

7番 説明員 No.30と31ですが、現場は荒廃化していませんか。
No.30ですが、以前は荒廃化していましたが、今はかなりきれいにされています。
No.31については荒廃化はしていません。

議長 ほかにないようでありますので、推進委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第31号のNo.30からNo.34の5件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第31号のNo.30からNo.34の5件については、決定とすることに決しました。
以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第18号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数1件、
報告第19号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数7件に
ついて、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 この件についてご質問はございませんか。
ないようでありますので、以上で報告を終わります。
これをもちまして、2月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。